

外部専門家等の活用のあり方に関するワーキンググループ規約

(名称)

第1条 本会は「外部専門家等の活用のあり方に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)と称する。

(目的)

第2条 ワーキンググループは、外部専門家等が管理組合における管理者となるケースが増加している現状を踏まえ、「今後のマンション政策のあり方に関する検討会とりまとめ(2023年8月)」にもとづき、こうした管理形態における留意事項を示したガイドラインの整備等に向けた検討を行うことを目的とする。

(委員の任命)

第3条 ワーキンググループの委員は、マンションの管理等に関する学識経験又は専門知識のある者のうちから、国土交通省住宅局長が任命する。

(座長の任命等)

第4条 ワーキンググループには座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から国土交通省住宅局長が選任する。
- 3 座長は、議長としてワーキンググループの議事を整理する。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、ワーキンググループに出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(検討会の議事)

第5条 ワーキンググループの議事は、公開とする。

- 2 ワーキンググループの議事概要については、委員に確認の上、国土交通省のホームページにおいて公開する。
- 3 ワーキンググループの資料については、国土交通省のホームページにおいて公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、その一部を非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 ワーキンググループの事務局は、国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。